

いじめが起こらない学校づくりのために

足利市立矢場川小学校

本校では、全ての教職員が、「いじめはどの子にも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、児童の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

いじめ防止等の対策のための組織として「児童支援委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関とも連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け「いじめ対策委員会」を組織し対応します。重大事態が発生した場合には、市教育委員会に報告し、連携しながら対処します。

いじめ防止基本方針には、「実践のための行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

足利市立矢場川小学校『いじめ防止基本方針』

いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

いじめ防止対策推進法 第二条 より

1 組織的な対応に向けて

- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「児童支援委員会」「いじめ対策委員会」を活用し、早期の解決に向けて組織的に対応します。
- いじめをはじめとする児童指導上の諸問題に関する校内研修または事例検討を、年間計画に位置付け実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。

2 いじめ未然防止に向けて

- 「教師がすべきこと、教師にできること」と、「児童自らが獲得していくもの・児童自らが感じとっていくしかないもの」を見極めて、効果的に指導します。
- 児童の「居場所づくり」を行うとともに、児童の「絆づくり」を指導していきます。
- 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、児童の実態に応じて情報機器の適切な使い方について指導します。

3 いじめの早期発見に向けて

- いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人一人が強く認識します。
- 児童の声に耳を傾け、児童の行動を注視し、児童の些細な変化を見逃がさないようにします。
- 事実関係が確定した段階でなく、いじめの疑いが生じた段階から、一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。
- 日頃から児童との信頼関係を深め児童がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- 児童、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にします。

4 いじめの早期解決にむけて

- いじめられている児童を全力で守り通します。
- いじめられている児童や保護者の立場に立って対応します。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思いつくことなく、組織的かつ継続的に対応します。
- いじめている児童については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかりと指導します。
- 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるようにします。
- いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- 解決した後も、いじめられた児童、いじめた児童の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。

足利市立矢場川小学校『いじめ防止基本方針実践のための行動計画』

1 組織的な対応に向けて

(1)いじめ対策のための委員会

①いじめ問題の未然防止・早期発見のための「**児童支援委員会**」《定期開催》を組織する。

ア 委員

校長、教頭、教務主任、学級担任、児童指導主任、養護教諭
(必要に応じて、学校評議員、保護者代表、児童代表 等)

イ 実施する取組

i 未然防止対策

- ・ いじめの未然防止に向けての全体計画の立案
- ・ 全体指導計画の実施状況の把握と改善
- ・ 集団を把握するための調査(Q-U)の実施と結果の分析共有
- ・ 校内研修会の企画と立案
- ・ 要配慮児童への支援方針決定 等

ii 早期発見対策

- ・ いじめに関するアンケートの実施(年2回以上)と結果の分析の共有
- ・ 情報交換による児童の状況の把握と情報の共有 等

ウ 取組の改善

本委員会において、「矢場川小学校いじめ防止基本方針」をはじめとした、いじめの問題への取組が計画的にすすんでいるかどうかの評価等を行い、学校の取組が実効力のあるものとなるよう改善を図る。

②いじめが起きたとき、あるいはいじめの疑いがある事案が発生したときの対応のための「**いじめ対策委員会**」《随時開催》を組織する。

ア 委員

校長、教頭、教務主任、学級担任、児童指導主任、養護教諭
その他関係の深い教職員、必要に応じて外部専門家 等。

イ 実施する取組

i 調査方針、分担等の決定

- ・ 目的の明確化
- ・ 行動の優先順位の決定
- ・ 関係のある児童への事実関係の聴取
- ・ 緊急アンケートの実施
- ・ 保護者への連絡(複数の教員で、丁寧に対応する)
- ・ 市教育委員会への報告
- ・ 関係機関への連絡(必要に応じて、警察、福祉関係、医療関係等)など

ii 指導方針の決定、指導体制の確立

- ・ 学校、学年、学級への指導、支援
- ・ 被害者、加害者等への指導、支援
- ・ 観衆、傍観者等への指導、支援
- ・ 保護者との連携
- ・ 市教育委員会との連携
- ・ 関係機関との連携
- ・ 地域(児童委員、民生委員等)との連携

iii 情報の発信

- ・ 状況を把握できていない中で断片的な情報を発信すると、それが一人歩きしてしまうことになる。そのため、本校指導体制(児童指導計画4に掲載)に則り情報を発信する。

(2) 校内研修

- ① 同一步調で指導にあたるように、年度初め、全職員で「矢場川小『いじめ防止基本方針』」の読み合わせをし、共通理解を図る。
- ② いじめに関する全教職員対象の校内研修会を年1回以上実施する。
- ③ 「いじめに関する校内研修ツール」を用いた自己診断を実施する。

2 いじめの未然防止に向けて

(1) 「居場所づくり」と「絆づくり」を意識した学業指導

① 「居場所づくり」

- ・ 「今、何をすべきなのか」「何を考えるよう求められているのか」がはっきりしている授業を行い、学力を付けさせる。
- ・ 「わかる授業」を行っていても、集中力が途切れると「わからなくなる」ことがあり得る。そのため、授業や行事を通して、基本的な生活習慣や行動規範を獲得できるように、規律ある学級経営などを行う。
- ・ 児童が教師に相談しやすく、お互いに信頼関係を構築できるように、日頃の学業指導に力を入れる。
- ・ 「居心地よくしてあげる」のではなく、「児童が困らないようにする」ということを心掛ける。

② 「絆づくり」

- ・ 「居場所づくり」が進められていることを前提に行う。
- ・ 自己有用感を感じられるように、児童が主体的に活動する場や機会をつくる。

いじめに向かわせない、主に学校で取り組むべき課題は

- | | |
|--------------------------------------|---------------------|
| ・ 規律（きりつ） | きちんと授業に参加し、 |
| ・ 学力（がくりょく） | 基礎的な学力を身に付け、 |
| ・ 自己有用感（ゆうようかん） | 認められているという実感をもった子ども |
| 「生徒指導リーフ増刊号『いじめのない学校づくり』」国立教育政策研究所より | |

(2) 人権が守られた学校づくりの推進

- ・ 児童一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通してしっかり指導する。
- ・ 自らの言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、教職員一人一人が人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。
- ・ いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がける。

(3) 保護者や地域との連携

- ・ P T Aと協力して「学校いじめ防止基本方針」について周知するとともに、いじめ問題(人権問題)について保護者とともに学ぶ機会を設定する。
- ・ 学校のホームページ等を通して、保護者や地域に対し「学校いじめ防止基本方針」を周知する。
- ・ 学校評価を活用するなど、「学校組織としてのいじめの問題への取組」について、改善を図る。

(4) ネットいじめへの対応

- ① 授業で、児童一人一人に対して、インターネットのもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。
- ② 家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努めるとともに、P T Aと連携して情報機器に関する研修会を実施する。
- ③ 特別の教科道徳の授業において、年一回情報モラルに関する学習を行い、インターネット等のきまりを確認する。

(5) 指導上の留意点

- ① 「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言はしない。

②発達障害を含む障害のある児童に対しては、適切に理解した上で指導に当たる。

3 いじめの早期発見に向けて

(1) 早期発見のための認識

- ①悪口やからかい、または児童同士のじゃれ合いなどといった些細なことでも、いじめの兆候であるかもしれないとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ②日頃から、児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。

(2) 早期発見のための手立て

- ①児童が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、学校生活を送れるよう配慮する。
- ②組織的に対応できるように、児童指導計画4「校内指導体制」に則り「報告・連絡・相談」を行う。
- ③児童が安心していじめを訴えられるように「いじめに関するアンケート調査」を年2回以上実施する。継続して指導できるように、現在の状況と対応方法を文章化し、記録しておく。アンケートの結果と記録については、以前に遡って児童の様子を確認するためにも保管しておく。
- ④「いじめに関するアンケート調査」を行ったら、該当する児童への追跡調査だけでなく、学級の一人一人と相談する機会をつくる。
- ⑤保護者に十分理解され、保護者の悩みにも応えることができる教育相談体制を整える。
- ⑥児童の様子を把握するために、欠席が3日以上続く場合は家庭訪問などを行う。

4 いじめの早期解決に向けて

「いじめが解決したと思われる場合」とは、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していることとする。この期間は少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定する。

(「いじめ防止等のための基本的な方針」平成29年3月 文部科学省)

第2 いじめ防止等のための対策に関する事項

3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置(p.30)」

(1) 早期解決のための認識

- ①いじめられた児童や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する（定期的に、その後のいじめについて本人に確認する）。
- ②いじめた児童に対しては、毅然とした態度で指導し「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。
- ③「いじめに関するアンケート調査」では、以前訴えた児童が同一児童から継続して行為を受けていないことを確認したことで「いじめが解決したと思われる場合」と判断する。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定する。

(2) 早期解決のための対応

○いじめ対策委員会（いじめ認知時の対応に係わる委員会）が中心となり、関係のある児童への聴取や緊急アンケートの実施等により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。その際必要に応じて、市教育委員会からの派遣を受けるなどにより、外部専門家とも連携をとる。

(3) 児童、保護者への支援

- ① いじめられている児童の保護者及びいじめている児童の保護者に対し、速やかに事実を報告し理解を求めるとともに、いじめの事案に係わる情報を共有する。
- ② 双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。
- ③ いじめが解決したと思われる場合でも継続して十分な注意を払い、必要な指導・援助を行う。
- ④ いじめを解決する方法については、いじめられた児童及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。
- ⑤ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導・援助する。
- ⑥ いじめた児童が十分反省し行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導・援助に当たる。

(4) いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ

- ① いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
- ② はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
- ③ いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせるよう勇気をもつように伝える。

(5) ネットいじめへの対応

- ① ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ対策委員会で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
- ② 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(6) 警察との連携

- いじめが犯罪行為として取り扱われべきものであると認めるときは、所轄の警察署と連携して対処する。

(7) 解決後の継続的な指導・援助に向けて

- ① 単に、謝罪のみで解決したものとすることなく、継続的に双方の児童の様子を観察しながら、組織的に指導・援助する。
- ② 双方の児童及び周りの児童が好ましい集団生活を取り戻し、新たな活動に踏み出せるよう集団づくりを進める。

5 重大事態への対応

重大事態の定義

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（第1項第1号）

いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（第1項第2号）

いじめ防止対策推進法 第二十八条 より

- (1) 市教育委員会に報告するとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- (2) 当該いじめの対処については、市教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ対策委員会が中心となり、学校組織を挙げて行う。
- (3) 当該重大事態に係わる事実関係を明確にするための調査については、市教育委員会と連携しながら学校組織を挙げて行う。

- (4) いじめられた児童やその保護者及びいじめた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。
- (5) 当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (6) 児童指導委員会（いじめ未然防止・早期発見対策に係わる委員会）を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織を挙げ着実に実践する。